

原案可決
全会一致

第47号発議案

安易なたばこ税の引き上げに反対する意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成20年12月3日

提出者 中 原 八 一 尾 身 孝 昭 斎 藤 隆 景
佐 藤 純 沢 野 修 柄 沢 正 三
小 川 和 雄

賛成者 提出者を除き議員全員

新潟県議会議長 三 林 碩 郎 様

安易なたばこ税の引き上げに反対する意見書

国においては、本来、消費税をめぐり医療・介護を含めた福祉財源全般について議論されるべきところであるにもかかわらず、消費税率の引き上げなどの税制抜本改革が先送りされる見通しから、新たな財源の工面として、たばこ税の引き上げが検討されている。

過去において、たばこ増税は期待される税収増には結びついておらず、前回の値上げにおいては、たばこの消費量が落ち込み、税収は微増にとどまった現実もある。ただでさえたばこの消費量は減少を続けており、たばこ増税が期待される税収増をもたらすかどうかは不透明な状況にある。

地方にとってたばこ税は貴重な財源ではあるが、たばこの税負担率は、国と地方を合わせて60%を超え、国内担税物品の中でも最も高税率となっており、たばこという特定商品に対するこれ以上の税率引き上げは、税制上何よりも優先しなければならない税の公平性の観点からも不適切であるといわざるを得ない。

さらに、この大增税が実現すれば、耕作面積で全国10位に位置する県内の葉たばこ生産農家は、生産量の減少による収入の落ち込みなど大きな打撃を受けることとなり、地域農業や経済への影響も懸念されるところである。

よって国会並びに政府におかれては、現状を十分に考慮し、安易なたばこ税の引き上げを行わないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年12月3日

新潟県議会議長 三 林 碩 郎

衆	議	院	議	長	河	野	洋	平	様
参	議	院	議	長	江	田	五	月	様
内	閣	総	理	大	麻	生	太	郎	様
総	務	大	臣	鳩	山	邦	夫	様	
財	務	大	臣	中	川	昭	一	様	
農	林	水	産	大	石	破	茂	様	
経	済	産	業	大	三	階	俊	博	様